

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
ニッタン株式会社	3011001017236	東京都渋谷区笹塚 1-5 4-5

2. 指名停止措置期間

令和3年9月9日から令和3年10月8日まで（1カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

ニッタン株式会社の使用人は、同社が一次下請として施工中である関東地方整備局発注の「警視庁警察学校（19）電気設備改修工事」において、令和3年3月22日に工事で発生した電線等有価材を施設管理者である警視庁に引き渡した後、令和3年6月14日に、既に警視庁に引き渡した電線を保管場所から盗んだとして、窃盗の疑いで令和3年6月23日までに警視庁に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内